

平成 28 年 4 月

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

佐賀西信用組合は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行動計画を策定いたしました。

当組合は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境の整備を進めてまいります。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 計画内容

●目標 1

子どもの出生時の父親の休暇取得の促進

<対策>

- ①平成 28 年 4 月～ 就業規則第 28 条 の周知徹底
研修等で職員に周知徹底し、休暇取得を促進する。

●目標 2

所定外労働時間削減のための措置を実施する

<対策>

- ①毎週 1 回の「早帰り日」の徹底
- ②所定外労働の原因を分析し、本部担当部より削減のための指導を行う

●目標 3

年次有給休暇の取得促進

<対策>

- ①毎年 1～2 月の「冬期休暇日割表」を各部・店より提出させ、計画的な取得を促進する。
- ②年次有給休暇の取得状況を把握し、取得率の低い部・店の管理者に対する啓発を行う。